

— 中小企業者向け —
再エネ・省エネ設備の設置補助金を交付します

再生可能エネルギー設備等 設置促進事業補助金

塩尻市では、市内の事業所における再生可能エネルギー設備の導入及び省エネルギー性能の高い設備への更新を促進することにより、中小企業者のエネルギーコストの削減及び収益構造の改善並びに温室効果ガスの排出の削減を図るため、次により補助金を交付します。

なお、予算がなくなり次第、受付を終了します。

〔再エネ〕太陽光発電設備 の設置補助

●補助額：4万円／kw ●上限額：50万円

※1 既存建物の屋根等に設置する設備であること

※2 太陽光発電設備を有しない事業所に、新たに設置する設備であること

補助金最大

140万円

〔省エネ①〕高効率空調設備 の更新補助

●補助額：1／2以内 ●上限額：30万円

※1 従来の空調機器等に対して30%以上の省CO2効果が得られる設備であること

〔省エネ②〕高効率照明機器 の更新補助

●補助額：1／2以内 ●上限額：30万円

※1 調光制御機能を有するLED照明に更新する設備であること

左記のほかに
省エネ診断に関する
補助金もあります！

〔省エネ③〕高効率給湯器 の更新補助

●補助額：1／2以内 ●上限額：30万円

※1 従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO2効果が得られる設備であること

問い合わせ先

■塩尻市 商工観光部 商工課 商工係

受付窓口 塩尻市大門一番町12番2号

塩尻市市民交流センター(えんぱーく)4階

受付時間 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

電話番号 0263-52-0871[直通]

E-mail sangyou@city.shiojiri.lg.jp

補助金に関する詳しい情報は
市公式HPをご確認ください

